

東京都北区長 花川 與惣太 殿

2020年4月27日

新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ

日本共産党北区議員団
幹事長 山崎 たい子



新型コロナウイルスの感染が急速な広がりを見せる中、区長と区職員のみなさんが、区民生活と地域経済を守るため、一丸となって奮闘されていることに、心からの感謝と敬意を表します。

4月7日に緊急事態宣言が発せられた以降も、コロナ感染収束の目途はたっていません。北区での感染者数は、61名（4月25日現在）となり、東京都による最初の発表（3月31日、4名）からは約15倍、緊急事態宣言時（11名）からでも5倍以上に拡大しています。感染拡大を止め、区民の命と暮らし、営業を守るためには、北区の本腰を入れたとりくみが求められます。

とりわけ、医療崩壊の危機に直面している医療現場への対応や、自粛・休業要請にこたえて歯を食いしばる中小業者・個人事業主への支援では、国や都の対策に加え、区としての独自支援に思い切って力を注ぐことが求められており、数十億円規模の財政調整基金を活用した大胆な補正予算での対応が必要であると考えます。

こうした点をふまえ、以下、喫緊の対策に絞って要望いたします。

記

1、医療崩壊を防ぎ、安心できる検査・医療体制を確保するために

感染者の増大や院内感染の多発によって、医療崩壊の危機が迫っています。23区内でも、杉並区が感染病床確保や医療機関の経営に区が独自に財政支援を行い、新宿区や葛飾区、墨田区が区独自のPCR検査センターを立ち上げるなど、医療崩壊を防ぐための対策が取られ始めています。北区においても、国や東京都と連携を図りつつ、必要な財政措置も講じて、安心できる検査・医療体制を早急に築く必要があります。

- ①北区医師会や区内医療機関と連携し、基幹病院などで速やかに発熱外来を開設するとともに、区内の複数箇所に PCR 検査センターを設置すること。
- ②区内の医療機関での感染者受入れ病床を確保、維持するための財政支援を行うこと。また、感染拡大による受診抑制などの影響で経営が厳しくなっている開業医や医療機関などへの財政支援を行うこと。
- ③区内の医療機関に、医療用マスク、消毒剤など必要な医療物資の支給支援を行うこと。
- ④相談件数が急増している保健所については、臨時採用も含め、看護師、保健師など必要な職員体制を確保すること。

2、自粛・休業要請などによって損失を受ける個人・事業者への独自支援を

感染症の拡大を防ぐために国や自治体が自粛や休業を要請する場合、当然、営業・損失の補償が求められます。緊急事態宣言の発令にともない、国は、売り上げが半減した事業者に「持続化給付金」（法人 200 万円、個人 100 万円）を、東京都は休業要請などに協力した事業者に「感染拡大防止協力金」（一店舗 50 万円、複数店舗は 100 万円）を支給していますが、「休業中もかかる固定費や人件費をまかなうには足りない」との声もあがっています。

赤羽や十条など都内でも有数の商店街を抱える北区で、コロナ感染による倒産・廃業の連鎖を生んではなりません。損失を受ける個人・事業者への独自支援が不可欠です。

- ①国の「持続化給付金」、東京都の「感染拡大防止協力金」に、区独自の上乗せを図るとともに、制度の対象とならない中小業者や個人事業主、NPO 法人等に対し、区独自の給付金、協力金などの財政支援を行うこと。
- ②区が発注する公共工事や、区が主催するイベントについては、中止に伴って発生する損失やキャンセル料を補償すること。
- ③介護・障害者施設、保育園など、利用者数の減少で大幅な損失が生まれている民間事業者に対し、国・東京都に必要な支援を求めるとともに、区として独自の財政的支援を行うこと。
- ④区が登園・登室自粛を要請している保育園や学童クラブにおいて、職員には正規・非正規を問わず、自宅待機となった場合でも 100%の賃金が支払われるよう指導、徹底すること。
- ⑤中小企業や介護・福祉施設、NPO 法人などでの離職を防ぐため、区として国・東京都の休業補償や支援制度を事業所に周知徹底すること。

- ⑥「北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」の融資期間を、現行の5年から10年に延ばすこと。
- ⑦所得税や特別区民税、消費税、国保・後期高齢・介護保険の保険料、各種料金等の減免や猶予、延納については、国や東京都が発出する通知に基づき、情報を区民に周知するとともに、窓口で丁寧な対応に努めること。また、これらの相談に対応するためのワンストップ相談窓口を設置すること。

3、区民生活各分野への支援について

- ①住まいを失った方や路上生活者の相談を受ける際、無料低額宿泊所ではなく個室のホテルへつなぐことを基本とすること。
- ②「住宅確保給付金」について、外国人の受給要件緩和を国に求めるとともに、受給対象外となる在留資格を持つ外国人に対して、区独自の支援を行うこと。
- ③事情により自宅で療養する陽性反応者に対し、区が生活必需品等の物資を支給すること。
- ④自粛によって増加しているDVや児童虐待を防止するため、相談窓口を広く周知し、子どもにも届くような情報発信の工夫を行うこと。また、相談のための外出は自粛要請の対象外であることを明確に発信すること。
- ⑤休校が長期化する下で、教員から児童・生徒への電話連絡等を定期的に継続して行うこと。また、学校と子ども家庭支援センターの連携をいっそう強化すること。
- ⑥一人10万円の特別定額給付金について、DV被害者や離婚調停中など特別な事情がある方は、世帯単位ではなく個人で受け取れるようにすること。

4、感染予防対策をよびかける区からの発信について

- ①区長から区民に対し、「3つの密」を避け、外出を極力控えることなど、感染防止のための強力なメッセージを発信すること。
- ②コロナウイルスに関連する相談窓口、各種支援制度などを掲載した北区ニュース臨時号を作成し、区民に全戸配付すること。
- ③北区ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連」ページは、区民に分かりやすく情報を整理し、相談窓口が一目でわかるようにする、文字を大きくするなど改善を図ること。また、外国人が母国語で情報を得ることができるようになること。

以上